

県道 万尾脇方線	氷見市万尾 233番から 氷見市中谷内 519番まで	変更後	A	最大 14.8 最小 6.1	537.4	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市万尾 137番2から 氷見市中谷内 114番2まで		B	最大 18.9 最小 12.0		

富山県告示第463号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 砺波福光線	砺波市広上町18番から 砺波市苗加 391番3まで	令和6年12月13日	砺波土木 センター

富山県告示第464号

土地改良区の定款変更の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年12月4日認可した。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
氷見市島尾924番1	田	1,164 m ²
氷見市島尾977番1	田	708 m ²

2 農地を利用する権利の内容等

所在・地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
島尾924番1	利用権	令和7年3月31日	5年	580円
島尾977番1	利用権	令和7年3月31日	10年	700円

3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 杉本 一男

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

土地改良区連合の役員の退任

庄川沿岸用土地改良区連合の役員であった次の者が令和6年11月28日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	紫 藤 健 一	砺波市狐島 528番地

土地改良区の役員の退任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が令和6年11月21日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 重 成	高岡市福岡町赤丸 887番地

液化石油ガス販売事業者の認定について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公示する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 名称
株式会社リビック富山
- 2 代表者の氏名

上野 仁志

3 所在地

富山市高木2000番地

4 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第46条第2号

5 認定年月日

令和6年12月4日

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する物件

所在地	地積（実測）	地目	予定価格	入札保証金
高岡市上牧野 20番1	2,759.70 平方メートル	田 (宅地見込地)	14,275,928円	1,427,593円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和6年12月13日（金）から令和7年2月6日（木）までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部管理課用地指導係

電話番号 076-444-3314（直通）

また、令和6年12月13日（金）から令和7年2月6日（木）まで、富山県のホームページ（<https://www.pref.toyama.jp/1500/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kenyuti070217.html>）に掲載する。

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年2月6日（木）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県土木部管理課へ持参又は簡易書留で申し込むこと（簡易書留は、令和7年2月6日（木）午後5時必着とする。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月17日（月） 午前10時から

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁東別館1階 191会議室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付ける。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければならない。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 契約の締結

落札者は、令和7年2月25日（火）までに契約を締結する必要がある。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属する。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、落札された物件（以下「落札物件」という。）に関する契約書を県と作成したうえ、代金を県が発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければならない。

11 用途の制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から起算して5年間は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができない。
- (2) 落札者は、落札物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

12 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年1月22日（水）午後2時から
- (2) 場所 売却物件の現地
- (3) 現地説明に参加しようとする者は、令和7年1月15日（水）午後5時までに、電話、FAX又は電子メールで申し込むこと。
- (4) 現地説明の参加申込みがなかった場合、物件の現地説明は実施しない。

13 その他

- (1) 現地説明に参加しなかった者が入札に参加した場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了知しているものとみなす。
- (2) 県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表する。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

14 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号
富山県土木部管理課用地指導係
電話番号 076-444-3314（直通）

